

秋田市緑の基本計画の 改定について

【説明内容】

- 1 緑の基本計画（現計画）の概要
- 2 緑を取り巻く環境の変化
- 3 秋田市の緑の現状について
- 4 改定計画について
- 5 検討の進め方

秋田市都市緑化推進専門部会
平成30年6月6日開催

1 緑の基本計画（現計画）の概要

（1）緑の基本計画とは

〈緑の基本計画とは〉

緑の目標や配置方針、都市緑化や都市公園整備等の方針を位置づけたマスタープラン

緑の基本計画

〈都市公園の整備・管理〉

- ・緑の少ない市街地等に新たな緑を創出

〈緑の保全〉

- ・都市に残る貴重な自然的環境を行為制限により保全

〈緑化の推進〉

- ・公共公益施設や民有地の緑化推進

都市公園整備、緑地保全、緑化推進の総合的計画的な推進

○都市緑地法では

＜緑の基本計画の位置づけ＞ 都市緑地法第4条第1項

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するための当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

＜対象とする緑（緑地）とは＞ 都市緑地法第3条第1項

「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

＜計画に記載する事項は＞ 都市緑地法第4条第2項

- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ③都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ④特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ⑤生産緑地地区内の緑地の保全
- ⑥緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ⑦緑化地域における緑化の推進
- ⑧緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

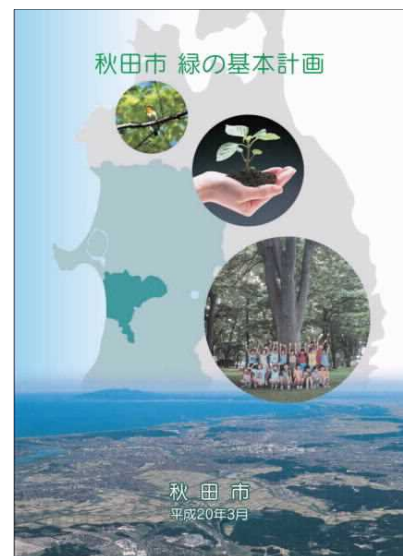
（2）秋田市緑の基本計画（現計画）の概要

＜策定年次＞

平成10年に策定された秋田市緑の基本計画について、市町合併などを受けて、平成20年3月に改定したもの

＜目的＞

都市における良好な生活環境を形成するため、緑地の保全や公園等の整備、その他公共施設および民有地の緑化の推進について、その目標量を定め、地域の特色を活かしながら、独自性と創意工夫、市民協働による施策の展開や、取り組みを行うための基本的な方向性を定めるもの

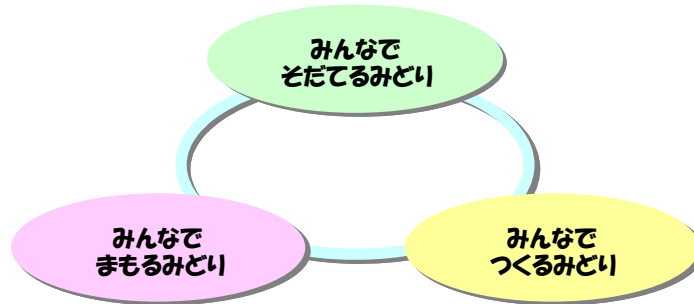


＜目標年次＞

目標年次は「将来」とし、将来像に向けた中間目標年次は平成29年とする。

〈基本理念〉

緑から様々な恩恵を受け、文化的・健康的な暮らしを実現し、しあわせを実感できるとともに、身近な公園や緑をきっかけとした新たなコミュニティを醸成し、そしてこれの子孫に受け渡していくことを目指し、次の3つのみどりを基本理念とする。



〈緑の将来像〉

本市は、太平山や雄物川などの豊かな自然環境と、市街地には千秋公園をはじめとする公園など豊かな都市環境から形成されている中で、3つの基本理念から目指すべき秋田市の緑の将来像を次のとおり定めた。

「みんなでつなぐ みどりの健康文化都市」

市民と共に、みどりを育て、みどりを守り、みどりをつくり、地球環境に優しく、安全で快適な暮らしが営まれる健康文化都市

○基本方針と基本施策

緑の将来像の実現を目指して、基本理念ごとに、次の基本方針と施策を定めた。

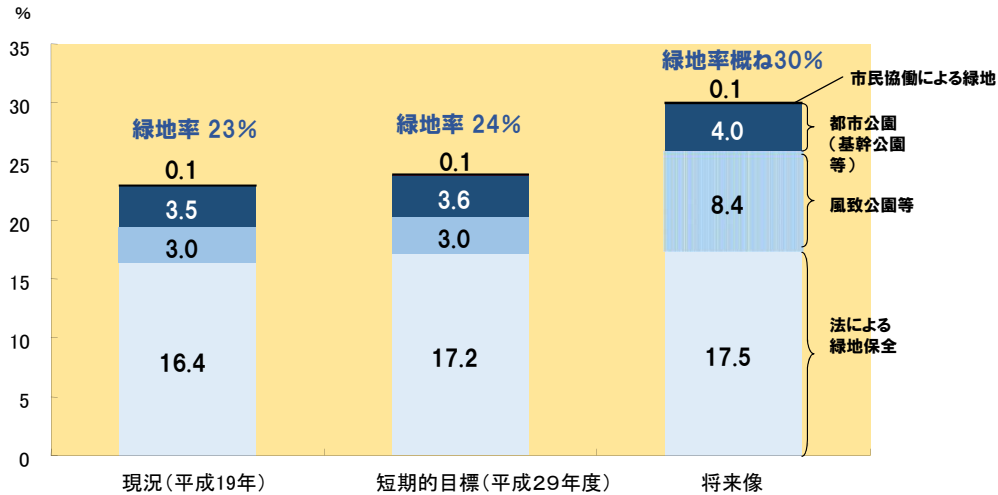
基本理念	基本方針	基本施策
みんなでそだてる みどり	1. みどりのパートナーづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりのパートナーの育成 ・みどりのパートナー支援体制の整備
	2. みどりへの“気づき”づくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化に関わる広報・PR推進 ・美しい秋田づくりの広報・PR推進
みんなでつくる みどり	3. みどりの拠点づくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の整備・充実 ・多様な公園緑地の整備、再整備の促進 ・緑化重点地区の整備
	4. 県都秋田にふさわしい”顔”づくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> ・風格ある中心市街地のための緑の演出
	5. 水とみどりのネットワークづくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> ・河川を活かした水と緑のネットワークの整備 ・道路を活かした緑のネットワークの整備
みんなでまもる みどり	6. みどり豊かな生活環境づくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用地の緑化推進 ・緑豊かな住宅地の創出 ・民有地の緑化
	7. 樹林地、農地等、自然の緑の保全を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の貴重な緑の保全 ・樹林地の保全 ・農地の保全
	8. 生態系に配慮して地域の緑を守り活用します	<ul style="list-style-type: none"> ・近郊樹林地等の保全 ・森林公園等の整備・拡充

〈緑の確保目標〉

①身近な「緑の量」としての目標値

将来像：市街地における緑地率が概ね30%確保されている。

平成19年現在の緑地率が23%であることから、短期的目標（10年）として市街地における緑地率 概ね24%を目指す。

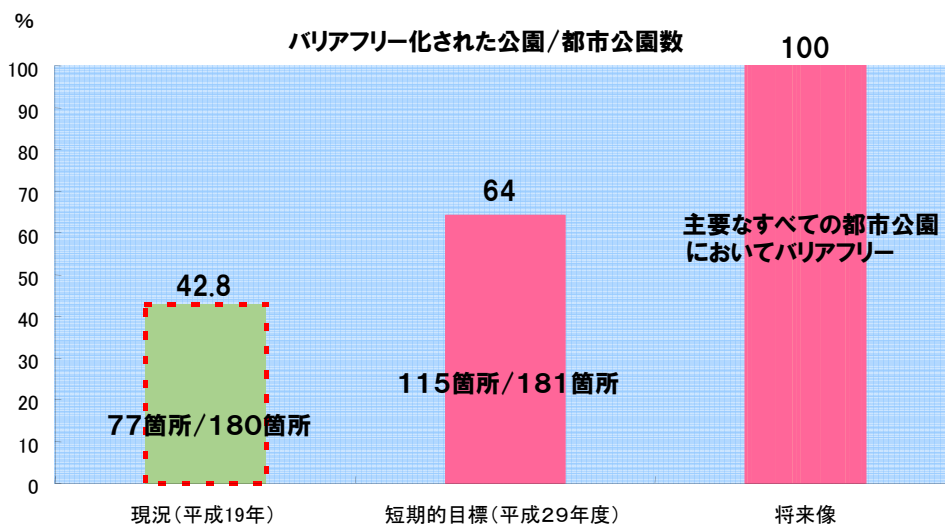


緑地率＝市街化区域の公的及び市民協働緑地及び市街化区域に隣接する公的緑地面積
 ÷市街化区域の面積＋市街化区域に隣接する公的緑地面積

②身近な「緑の質」としての目標値

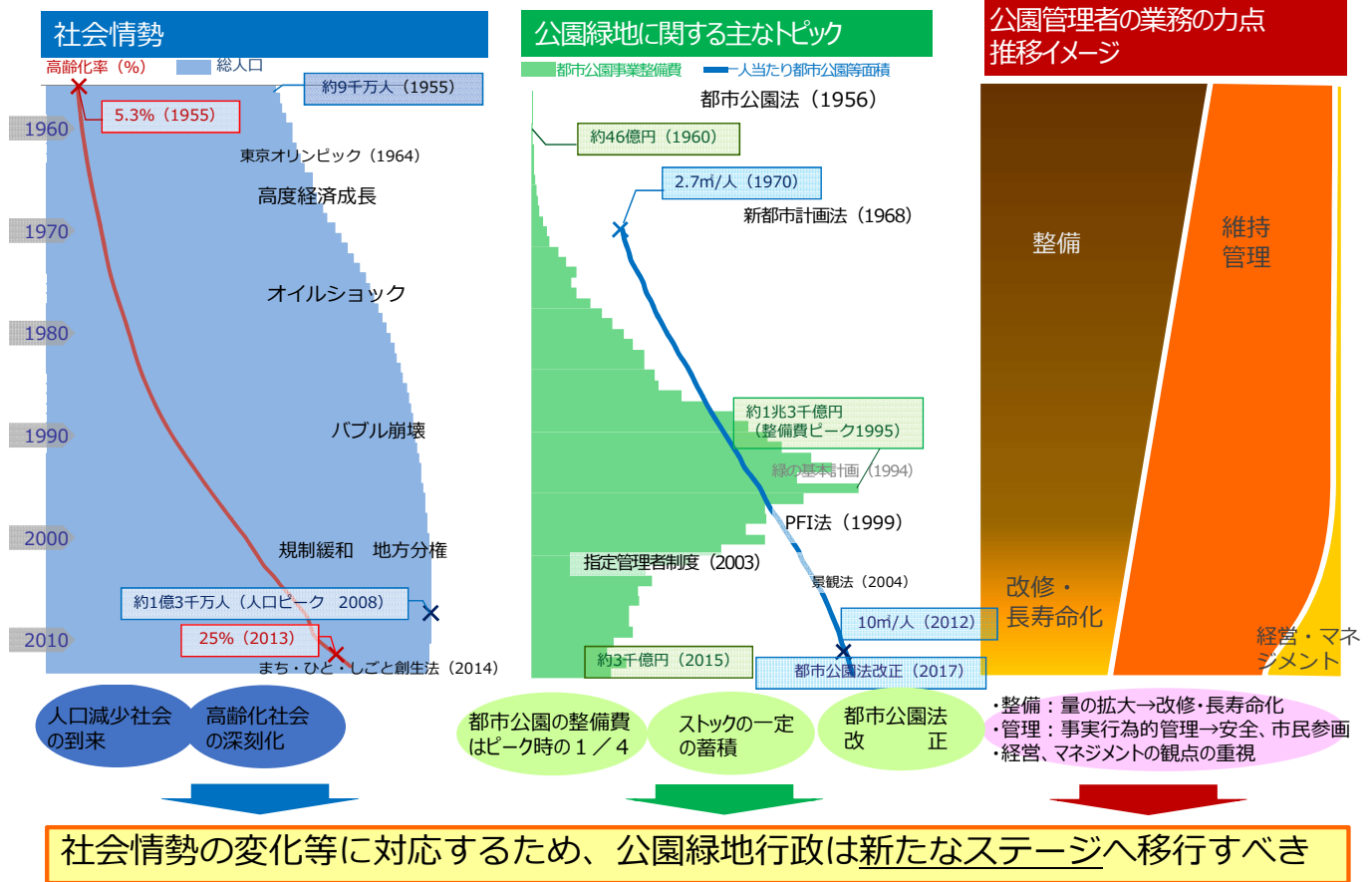
将来像：市街地における主要な都市公園でバリアフリーが実現されている。

平成19年現在の身近な都市公園のバリアフリー化率が42.8%であり、今後の整備量を考慮して、短期的目標（10年）として概ね64%を目指す。



市街地における都市公園のバリアフリー化率＝バリアフリー整備された都市公園数÷都市公園数

2 緑を取り巻く環境の変化



2 緑を取り巻く環境の変化

新たなステージとは

これまでのステージ

経済成長、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ

新たなステージ

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ**多機能性**を、

- 都市のため (持続可能で魅力あふれる高質都市の形成 など)
- 地域のため (個性と活力ある都市づくりの実現 など)
- 市民のため (市民のクオリティ・オブ・ライフの向上 など)

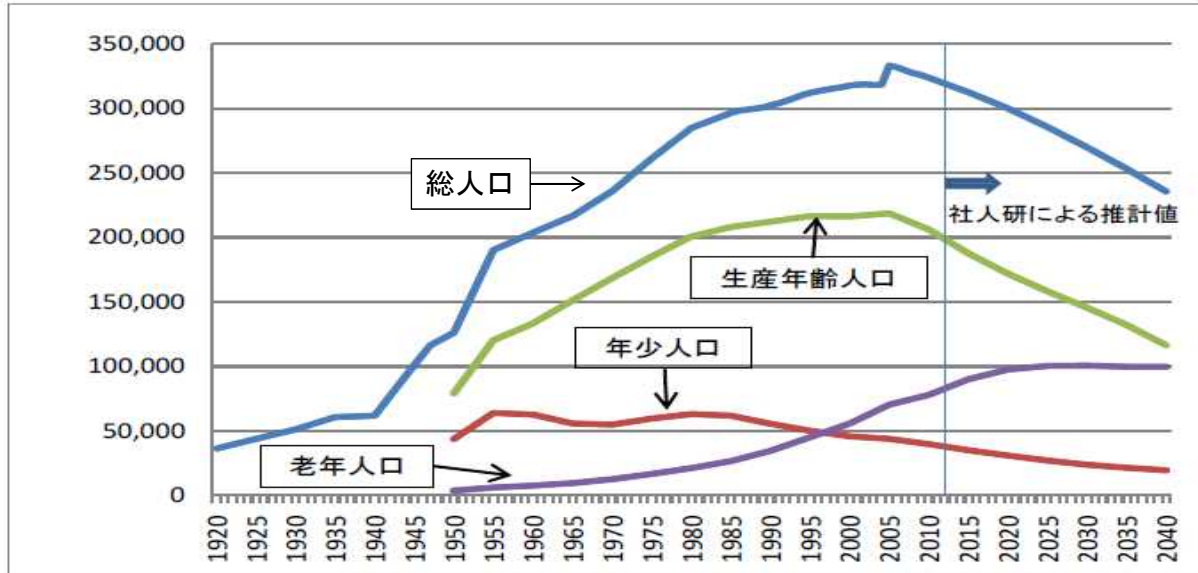
に**最大限引き出す**ことを重視するステージに移行すべき。

(1) 人口減少社会への対応

2005年には河辺町・雄和町と合併して33万人に達したが、その後は減少が続き、国立社会保障・人口問題研究所によると2040年には約23万5千人になると推計。

○平成29年人口

現計画での見通し320,770人 → 310,906人 (H29.4.1)



※年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15歳以上65歳未満、老年人口：65歳以上
秋田市人口ビジョン (H28.2) より引用

(2) 地球温暖化対策における緑への期待

(地球温暖化対策計画・ヒートアイランド対策大綱の閣議決定 等)

- 国の地球温暖化対策計画では、都市緑化や農地土壌を温室効果ガスの吸収源に位置づけ
- 国のヒートアイランド対策大綱では、地表面被覆改善、クールアイランド形成等として 都市緑化を位置づけ
- 第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（平成29年3月策定）では、温室効果ガス排出抑制等に関する施策として、森林の保全・整備による二酸化炭素吸収促進を位置づけ

(3) 生物多様性の保全に対する意識の高まり

(生物多様性国家戦略、緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項の策定 等)

- 国の生物多様性国家戦略では、「都市における緑地による生態系ネットワークの形成」など、都市部における生物多様性の確保の重要性を明示
- 国では、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を促進するため「緑の基本計画における 生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」や「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定

(4) 防災意識のさらなる高まり

(東日本大震災、熊本地震、豪雨災害などの発生 等)

- 近年、発生した災害等により、市民の防災意識が高まっており、公園・緑地に対する避難地、延焼防止、復旧・復興拠点等としての機能が重要視されてきている。

(5) 観光まちづくりの気運の高まり

(観光庁の設置、観光立国推進基本計画の策定 等)

- 観光立国の実現に向けて、観光庁（H20）を設置
- 観光立国推進基本計画では、史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力を有する公園等を観光資源と位置づけ

(6) 公共施設の維持管理費の増大や更新時期の集中

(インフラ長寿命化基本計画の策定 等)

- 高度成長期以降に整備したインフラが一斉に老朽化し、維持管理費の増大と更新時期の集中が顕在化
- 国の老朽化対策に関する取組として、インフラ長寿命化本計画（H25）を策定

(7) 緑に関する法律の改正（平成29年5月改正）

(都市緑地法・都市公園法・生産緑地法等の改正)

都市公園の再生・活性化【都市公園法等】

○都市公園で保育所等の設置を可能に
(国家戦略特区特例の一般措置化)

○民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設

- 収益施設(カフェ、レストラン等)の設置管理者を民間事業者から公募選定
- 設置管理許可期間の延伸(10年→20年)、建蔽率の緩和等
- 民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施

(予算) 広場等の整備に対する資金貸付け
【都市開発資金の貸付けに関する法律】
(予算) 広場等の整備に対する補助



▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)

○公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸(10年→30年)

○公園の活性化に関する協議会の設置

緑地・広場の創出【都市緑地法】

○民間による市民緑地の整備を促す制度の創設

- 市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定

(税) 固定資産税等の軽減
(予算) 施設整備等に対する補助

○緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

- 緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加



▶ 市民緑地(イメージ)

都市農地の保全・活用【生産緑地法等】

○生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に(300㎡を下限)

(税) 現行の税制特例を適用

○生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に



▶ 市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子

○新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設

(地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制)

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実【都市緑地法】

○市区町村が策定する「緑の基本計画」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充

緑の基本計画の記載事項の追加

○計画の法定記載事項（赤字下線部を改正で追加）【都市緑地法第4条】

- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ③都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ④特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ⑤生産緑地地区内の緑地の保全
- ⑥緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ⑦緑化地域における緑化の推進
- ⑧緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

○計画の効果 【都市公園法第3条の2、生産緑地法第3条】

- ・地方公共団体は、都市公園の管理や生産緑地地区の都市計画決定は、基本計画に即して行わなければならない。



都市公園の維持管理基準の法令化と相まった老朽化対策の推進

【都市緑地法運用指針4（4）④】

「③都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき緑地の保全及び緑化の推進の方針」においては、今般の都市公園法の改正を踏まえ、都市公園における公園施設の公募設置管理制度やPFI制度、公園の活性化に関する協議会制度の活用の方針等、官民連携の方針についても定めることが望ましい。

(8) 上位関連計画での緑に関する位置づけ

○上位計画

計画名	第13次秋田市総合計画	第6次秋田市総合都市計画
策定年次	平成28年3月	平成23年3月
計画期間	平成32年	平成42年
基本理念等	(基本理念) ともに作り ともに生きる 人・まち・暮らし ～ストップ人口減少 元気と豊かさを次世代に～	(基本理念) 暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市 ～豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい都市 づくりによる元気な秋田の創造～
緑に関わる基本方針または関連施策	【将来都市像2】 緑あふれる環境を備えた快適なまち 利便性の高い都市基盤を整備しながら、本市の住みよい環境を保全し次世代へ継承することができるコンパクトシティを形成し、いつの時代においても、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を目指す。 1 環境との調和 ・環境保全の推進 ・循環型社会の推進 ・地球温暖化への対応 2 都市基盤の確立 ・秩序ある都市環境の形成 ・住宅環境の整備 等	【全体構想】 ○水と緑の整備・保全の方針 (1) 水と緑の保全とネットワークづくり (2) 県都秋田の“顔”のイメージアップとニーズに応じた緑の創出 (3) 環境への負荷を低減する緑の保全・活用 (4) 安全・安心に寄与する緑の保全と創出 (5) 緑豊かな生活環境づくり ○その他の都市施設の整備方針 (1) 社会環境の変化に対応した都市施設のマネジメント (2) 環境負荷の低減に配慮した都市施設の整備 (3) 安全・安心なまちづくりに向けた都市施設の整備

○関連計画（1）

計画名	秋田市景観計画	秋田市環境基本計画 (平成29年10月改定版)	第5次秋田市農林水産業 ・農村振興基本計画
策定年次	平成21年3月	平成29年10月	平成28年3月
計画期間	—	平成39年	平成37年
基本理念等	(基本方針) (1) 市民協働による景観づくり (2) 地域の特性をいかした景観づくり (3) 新たな「秋田らしさ」の創造	(望ましい環境像) 人にも地球にもやさしいあきた	(基本理念) 都市と共生する活力ある農林水産
緑に関する基本方針または関連施策	【景観づくりの個別方針】 ○土地利用別方針 公園・緑地・墓園 近隣住民や公園愛護協会などの関係者が主体的に公園の清掃や除草、維持管理などに取り組むことにより、地域に愛着をもたらす景観形成を図る。 ○景観の性質別方針 ①緑を感じる景観 ・丘陵地等の緑の保全と、都市公園の整備促進による緑地景観の形成を図る。 ・街路樹など沿道緑化の一層の推進や桜並木等の保全による道路景観の形成を図る。 ・水辺、緑の拠点を街路樹等で結び、水と緑のネットワークを形成 等	【基本方針④】 あきたらしい自然に包まれ、人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現 ○自然環境の保全と活用 ・豊かな緑の確保・自然が有する多面的機能の有効活用 ○自然とのふれあいの促進 ・自然とふれあう場、機会づくりの確保 ・都市景観の形成・保全 ・自然と歴史的・文化的環境との調和 ○生物多様性の保全 ・生物多様性の状況の把握 ・希少種の保全や外来生物等への対策	【基本目標3】 潤いとやすらぎのある農村の創造 人と自然環境との共存・調和を図りながら、生活環境の整備やコミュニティづくりなどを進め、より快適で暮らしやすい生き生きとした農村の形成を図ります。 また、豊かな自然環境や美しい景観、食文化、郷土芸能など、地域資源を生かした都市と農村の共生・対流の促進に努めます。 ◇施策の基本方針 基本方針1 自然と調和した住みよい農村空間の整備 基本方針2 都市と農村の共生・対流の促進 基本方針3 生き生きとした農村の形成

○関連計画（2）

計画名	秋田市立地適正化計画	秋田市公共施設等総合管理計画	秋田市地域防災計画
策定年次	平成30年3月	平成29年3月	平成26年3月（第19次修正）
計画期間	2040年	平成38年	—
基本理念等	(まちづくりの理念) 暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市 ～豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい都市づくりによる元気な秋田の創造～	(公共施設等マネジメント基本方針) ・計画的な維持保全 ・効率的な施設運営 ・適切な施設サービス	災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。
緑に関する基本方針または関連施策	【多核集約型の都市構造の実現に向けた、都市政策分野に係る取組みの方向】 ○生活サービス 身近にある自然や田園、全国トップレベルの子育て支援など、本市の魅力を最大限に生かし、「人」の流入促進による地域活性化を目指す。 ○行政運営 コンパクトな市街地形成を念頭におきつつ、計画的な公共建築物・社会基盤施設の管理を進め、将来の維持・更新経費の縮減を目指す。 ◇都市機能の維持・増進に資するその他の施策 良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤整備を実施する。 →都市公園バリアフリー化事業	【公園（今後の方向性）】 ○公園は、保有量も多く、公園愛護協会や地域自治会等との連携により、安全確保に向けた監視体制を確保していく。 ○工作物は、計画的な改修・更新等を進めていくほか、とりわけ遊具等は、塗装などによる計画的な予防修繕を継続し、施設の長寿命化と安全確保に努めていく。 ○公園愛護協会が未組織の自治会等に対する働きかけと併せて、引き続き、地域に身近な公園を愛護していく環境を醸成していく取組が重要である。	【防災都市づくりの推進】 延焼遮断帯や緑地等のオープンスペースの整備を図り、「安全で災害に強いまちづくり」（防災都市づくり）に努める。 ○都市計画に基づく防災化 ・面的整備事業等による安全な市街地の整備 ○オープンスペースの整備 ・公園・緑道の整備・緑地・農地の保全 ○雪害の予防 ・堆雪場の確保 【安全避難の環境整備】 市は災害が発生した場合に住民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導体制の整備を推進し、安全避難の環境整備に努める。 ○避難場所および避難所等の指定・整備 ・避難場所および避難所の指定

3 秋田市の緑の現状について

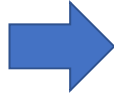
(1) 緑の確保目標（現計画での目標値）

①身近な「緑の量」としての目標値「市街地における緑地率」

市街地における緑地率

平成19年

23.0%



平成29年

【短期的目標】

24%

【現状】

23.4%
(概算値)

緑地率 = 市街化区域の公的及び市民協働緑地及び市街化区域に隣接する公的緑地面積 / 市街化区域の面積 + 市街化区域に隣接する公的緑地面積

②身近な「緑の質」としての目標値

市街地における都市公園のバリアフリー化率

平成19年

42.8%



平成29年

【短期的目標】

64%

【現状】

64.6%

市街地における都市公園のバリアフリー化率 = バリアフリー整備された都市公園数 / 都市公園数

(2) 公園緑地等の整備状況

○都市公園

平成19年

182箇所 (546.19ha)



平成29年

208箇所 (611.62ha)

【内 訳】

◆ 街区公園	154箇所 (32.04ha)	179箇所 (40.79ha)	} 増減なし
◆ 近隣公園	7箇所 (15.75ha)	8箇所 (17.92ha)	
◆ 地区公園	2箇所 (8.85ha)	2箇所 (9.50ha)	
◆ 総合公園	5箇所 (204.33ha)	5箇所 (258.19ha)	
◆ 運動公園	1箇所 (21.73ha)		
◆ 歴史公園	1箇所 (2.34ha)		
◆ 墓園	2箇所 (18.46ha)		
◆ 広域公園	2箇所 (196.30ha)		
◆ 都市緑地	4箇所 (43.55ha)		
◆ 緑道	2箇所 (2.10ha)		
◆ 広場	2箇所 (0.74ha)		

平成29年

市民一人当たりの都市公園面積 19.51m² (全国平均10.4m²)

○緑化重点地区の整備状況

地区名	基本方針	緑化の目標 公園整備目標(再整備)	整備実績 (H19-H29)
秋田駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 現在供用中の公園のリニューアルによる機能性向上（バリアフリー化を含む） 千秋公園を核とした水と緑のネットワークの形成 中央道路沿線における緑化及び美化活動の推進 	14箇所 (41.21ha)	7箇所 (17.82ha)
土崎駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 現在供用中の公園のリニューアルによる機能性向上（バリアフリー化を含む） 現在計画決定されている住区基幹公園の整備促進 水と緑のネットワーク 	12箇所 (5.90ha)	4箇所 (1.11ha)
新屋駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 現在供用中の公園のリニューアルによる機能性向上（バリアフリー化を含む） 現在計画決定されている住区基幹公園の整備促進 大森山公園の整備促進 大森山公園および雄物川を核とした水と緑のネットワークの形成 	12箇所 (71.17ha)	9箇所 (70.79ha)
檜山・牛島地区	<ul style="list-style-type: none"> 現在供用中の公園のリニューアルによる機能性向上（バリアフリー化を含む） 現在計画決定されている住区基幹公園の整備促進 河川および道路美化を主とした水と緑のネットワーク 	16箇所 (73.17ha)	9箇所 (71.99ha)

(3) 都市公園以外の緑の状況

○児童遊園地

平成19年

456箇所 (31.35ha)



平成29年

466箇所 (23.90ha)

※増減 24箇所 (8.5ha) を街区公園へ変更したことから、全体面積が減少しているが、開発行為に伴う児童遊園地の新設により緩やかに増加している。

○保存樹

平成19年

196箇所 (1,967本)



平成29年

176箇所 (1,926本)

※増減 指定1箇所1本、解除21箇所42本であり、減少傾向
 ※支援 緑のまちづくり活動支援基金助成実績(H19-H29) 16件 3,277,990円

○緑地協定（町内緑化）

平成19年

56町内 (6,777戸)



平成29年

58町内 (10,779戸)

※増減 2町内増。ただし、平成20年以降新たな協定の設定はなく、既存の協定も期間を20年としているものが多く、効力を失ってきている。

